

令和4年度第2回市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

期日 令和5年2月1日

場所 登別市役所議場

副市長挨拶

本日は大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
委員の皆さま方におかれましては、日ごろより国民健康保険はもとより、市政全般につきまして、ご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてから3年という月日が経とうとしております。最近の新規感染者の数字を見ますと少しずつ減少傾向にあって落ち着きつつあるというふうに思っております。それぞれのお立場で感染予防、感染症対策にご協力をいただいていることについて改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、本市の国保財政の状況としましては、令和4年度単年度収支は保険税の引き下げ等により、約5,900万円の赤字になる見込みではありますが、翌年度への繰越財源が一定程度確保出来る見込みとなっております。そのため、新年度予算につきましても、現行税率を維持できる見込みとなっております。

令和5年度の国保の取組としては、4月より出産育児一時金が42万円の支給から50万円への支給に増額する予定となっております。また、令和6年1月から出産予定の女性を対象に産前・産後4ヶ月の保険税を免除する予定となっており、昨年度から実施されました未就学児の均等割額を半額にするなど、子育て世帯への支援にますます力を入れる予定となっております。

最後になりますが、本日の協議会におきましては、国民健康保険税の課税限度額の諮問、令和4年度決算見込み、令和5年度予算案、次年度以降の国保運営、令和5年度制度改正、収納状況についてのご報告をさせていただきますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

諮問

伊藤副市長から横尾会長へ「国民健康保険税の課税限度額の改正について」の諮問を行った。

議案第1号

「国民健康保険税の課税限度額の改正について」

<事務局>

それでは、議案第1号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」説明させていただきます。議案の6ページをお開きください。

令和5年度の課税限度額について、国では支援金分の法定限度額を現行の20万円か

ら2万円引き上げ、22万円とする改正が行われる予定です。

本市におきましては、平成29年度以降、法定限度額と一致させている状況にあり、納付金算定上においても、課税限度額は、法定限度額で設定されているため、限度額を引き上げない場合、制度上は財源不足が生じることとなりますので、今回の国の引き上げと同じタイミングで同額を引き上げたいと考えております。

なお、課税限度額を引き上げた場合の年間調定額への影響につきましては、令和4年度当初賦課のデータで試算したところ、約53万円の増額が見込まれます。

説明は以上です。

(質疑・応答なし)

<議長>

「国民健康保険税の課税限度額の改正」への諮問について、決をとらせていただきます。賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成の方が挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は原案のとおり可決されました。

報告第1号

「令和4年度国民健康保険特別会計決算見込について」

<事務局>

それでは、報告第1号「令和4年度国民健康保険特別会計決算見込について」説明させていただきます。議案の8ページをお開きください。

まずはじめに、歳入の主なものについて説明します。

1款の国民健康保険税につきましては、11月末現在の調定額、収納率を前年度決算時及び前年度同期のものと比較し試算した結果、予算現額より約5万7千円少ないおよそ6億8,300万円と見込んでおります。前年度決算と比較すると、約1億500万円の減となります。

4款の道支出金につきましては、歳出の保険給付費と同額が交付される普通交付金が保険給付費の執行残に伴い減額となるなど、予算現額から約1億1,400万円減のおよそ37億8,400万円と見込んでおります。

6款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金になりますが、予算現額から約1,200万円減のおよそ4億3,600万円と見込んでおります。

7款の繰越金は、令和3年度決算における累積収支4億5,503万9千円となります。

以上、歳入の合計は、予算現額である 51 億 8,556 万 6 千円に対して、1 億 8,219 万 3 千円増の 53 億 6,775 万 9 千円となる見込みとなっております。

続きまして、歳出について主なものを説明します。議案の 9 ページになります。

まず、1 款の総務費につきましては、職員の人件費や収納対策事業、医療費の適正化に係る経費となりますが、約 9,500 万円の執行見込となり、およそ 900 万円の執行残となる見込みです。

次に 2 款の保険給付費についてですが、1 1 月末現在での実績をもとにした試算で、約 36 億 6,800 万円の執行見込となり、およそ 1 億 4,100 万円の執行残となる見込みです。前年度決算と比較すると、約 3,800 万円の減となります。

次に 3 款の国民健康保険事業費納付金についてですが、令和 4 年度の確定額が 11 億 2,320 万 9 千円となります。

次に、6 款の保健事業費につきましては、人件費をはじめ、脳ドックや短期人間ドック、特定健診委託料などについて執行残が出る見込みであり、保健事業全体でおよそ 1,300 万円の執行残となる見込みです。

以上、歳出の合計は、予算現額の 51 億 8,556 万 6 千円に対して、49 億 7,211 万 3 千円となる見込みとなり、歳入から歳出を差し引いた累積収支見込額（9 ページの一番下になりますが）3 億 9,564 万 6 千円となりまして、これが令和 5 年度へ繰り越される見込みとなります。

また、この累積収支見込額から 8 ページの表中③の繰越金を差し引き、表中④の積立金を加えた単年度収支見込額は、9 ページの下から 2 段目、5,938 万 5 千円の赤字となる見込みとなっております。

報告第 2 号

「令和 5 年度国民健康保険特別会計予算（案）について」

次に、報告第 2 号「令和 5 年度国民健康保険特別会計予算（案）について」説明させていただきます。議案の 11 ページをお開きください。

まず、はじめに、全体の予算規模についてですが、歳入・歳出ともに令和 5 年度当初予算（案）は、51 億 7,090 万円で、前年度に比べ 970 万円の減となっております。

では、まず歳入の主なものについてご説明します。

1 款の国民健康保険税につきましては、賦課のベースとなる被保険者の所得、人員数、世帯数について、過去の推移から推計し、令和 5 年度の税率を据え置き調定額を算出しました。収納率につきましては、一般被保険者現年課税分は令和 4 年度予算から 0.5 ポイント増の 96.5%、滞納繰越分については、令和 4 年度予算と同ポイントの 15.0%として算出しました。結果、令和 5 年度当初予算（案）は、6 億 5,383 万 9 千円を計上し、前年度当初と比較し、2,937 万円の減となっております。

次に 4 款の道支出金ですが、前年度当初に比べ 932 万 9 千円の増の 39 億 639 万 4 千

円を計上しております。

次に6款の繰入金ですが、保険税の軽減分などを繰入れる保険基盤安定分の減により、前年度当初予算に比べ973万1千円減の4億3,805万6千円を計上しております。

次に歳出の主なものについて説明します。12ページになります。

1款の総務費については、前年度当初予算比159万6千円増の1億484万3千円を計上しております。

次に2款保険給付費ですが、前年度当初予算比601万7千円減の38億188万1千円を計上しております。

次に3款の国民健康保険事業費納付金ですが、北海道全体の医療費の推計をもとに、各市町村における被保険者の所得水準や医療費水準等に応じて北海道が算出したものとなっておりまして、前年度当初予算比481万9千円減の11億1,839万円を計上しております。

次に6款の保健事業費ですが、前年度当初予算比46万円減の8,737万5千円を計上しております。

報告第3号

「令和5年度以降の国保運営について」

<事務局>

次に、報告第3号「令和5年度以降の国保運営について」説明させていただきます。

議案の14ページをお開きください。

平成30年4月からの制度改正に伴い、市町村は国保事業費納付金を道に納め、道は国保の財政運営の主体として、この納付金を主たる財源に市町村国保の医療費全額を負担する仕組みとなっています。このため、市町村国保の運営については、この国保事業費納付金を納めるための保険税等による財源確保が重要なポイントとなります。

安定的な運営を行うための中期的な方向性や、新型コロナウイルス感染症に伴う長引く景気の低迷による被保険者の負担軽減等を総合的に検討した結果、3か年の引き下げ計画から1年前倒しをし、令和4年度より全道の市平均と同水準まで保険税率を下げたところであります。

令和4年11月末時点における決算見込では、先ほど報告第2号でも説明したとおり、単年度収支は約5,900万円の赤字と見込まれますが、翌年度への繰越財源が一定程度確保できる見込みとなっております。

令和5年度の保険税率については、被保険者数及び被保険者の所得の減少傾向を踏まえたうえで、令和4年度と同じ税率とした場合、表4のとおり、令和5年度国保運営に要する費用を賄えることが見込まれること及び引き続き全道の市平均と同水準の保険税率を確保できていることから、現行の保険税率を維持したいと考えています。

安定的な国保運営を行うため、表6のとおり、今後3か年の財政見通しを作成しまし

た。今後の3か年の見通しとしては、現行の保険税率を維持した場合においても、令和5年度、6年度、7年度ともに予算ベースの単年度収支としては、9,464万5千円、8,992万9千円、8,419万6千円の赤字となる見込みではありますが、十分な繰越金を確保しており、安定した財政運営を進める事が可能と考えます。

今後の大きな動きとしては、北海道では2030年に全道統一保険料を目指しており、独自に保険料の設定はできなくなります。統一保険料の具体的な数字は、現時点においても北海道から示されていないことから、道市平均でしばらく推移し、統一保険料が示された時点で段階的にすり合わせていきたいと考えています。今後も、北海道全体及び本市の医療費と納付金の動向を注視し、国保財政の見通しを精査しながら、保険税率の改正有無について検討していきたいと考えています。

説明は以上です。

(質疑・応答なし)

報告第4号

「令和5年度国民健康保険に係る制度改正について」

<事務局>

それでは、報告第4号「令和5年度国民健康保険に係る制度改正について」説明させていただきます。議案の20ページをお開きください。

まずは、保険税法定軽減判定基準額の見直しについてですが、国民健康保険税の軽減は所得に応じて均等割と平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みとしているが、そのうち、5割、2割軽減について対象世帯を拡大するものであります。

国民健康保険税の軽減判定所得について、5割軽減に使われている28万5千円を29万円に引き上げ、2割軽減判定に使われている52万円を53万5千円に引き上げるものであります。課税限度額と同様、令和5年4月1日施行となっております。

次に、議案の21ページ、出産育児一時金の支給額の改正についてですが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金等の支給額を見直すこととして、改正を行うものであります。

出産育児一時金の支給額について、現行の40万8千円から48万8千円に引き上げ、産科医療保障制度の掛金と併せて50万円に増額するものであります。こちらも令和5年4月1日施行となっております。

説明は以上です。

(質疑・応答なし)

報告第5号

「国民健康保険税の収納状況について」

<事務局>

それでは、報告第5号 国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。議案書23ページをご覧ください。

まずは、(1)、過去3か年度の収納率についてですが、現年度分は道内市平均には届いておりませんが、順調に収納率を伸ばしており、近隣の市と比較しても伸び率は高い状況です。一方、滞納繰越分の収納率は減少しております。

次に、(2)、令和4年度の収納状況について、でございますが、現年度分の収納率は前年同月比で1.01ポイント上昇しております。また、滞納繰越分の収納率は1.05ポイント減少しております。(1)、(2)からわかるとおり、現年度分の収納率は順調に伸びておりますので、引き続きこの伸び率を維持できるよう取り組んで参ります。一方の滞納繰越分については増加に転じられるよう徴収強化、滞納整理を進めて参ります。

続きまして、次のページ、国民健康保険税の収納に関する取組について、ご説明いたします。

まずは、(1) 納入方法別の収納状況について、でございますが、口座振替の割合は、全体の約36パーセントを占めており、最も高くなっております。今後も、口座振替の利用による納期内納付の推進を図るため、口座振替の利便性の周知と、利用の勧奨に取り組んで参ります。なお、今年の4月からはクレジットカードによる納付が可能となる予定です。専用納付サイトを通じて、時間、場所を問わず24時間いつでも納付が可能であることから、周知と利用の勧奨に努めて参ります。

次に、(2) 収納対策に係る取組について、でございますが、

今年度は、4月、7月、10月、1月に、催告書の送付と、夜間及び休日納税相談窓口の開設を行っております。直近では、令和5年1月に催告書を送付し、1月26日(木曜日)と1月27日(金曜日)に夜間納税相談、1月28日(土曜日)に休日納税相談を実施しております。

次に、(3) 納税の催告に応じない者等に対する取組について、でございますが、

昨年度と同様に、①短期被保険者証の交付、②被保険者証返還措置及び被保険者資格証明書の交付、③滞納処分を行っております。①は、原則、保険税の窓口において納税相談を行った後に、有効期限が通常の1年よりも短い6月の範囲で被保険者証を交付する取り組みであり、令和4年12月31日現在においては、119世帯が対象となっております。②は、長期の滞納がある方で、納税相談に応じようとしない方等に対して、被保険者証の代わりに、一旦、医療費が全額自己負担となる資格証明書を交付する取り組みであり、令和4年12月31日現在においては、35世帯が対象となっております。

③は、滞納となった保険税を強制的に徴収する取り組みであり、令和4年12月31日現在においては、22件の差押えを実施しております。差押件数の内訳といたしましては、次のページになりますが、預金の払戻請求権が19件、その他として所得税及び

道税還付金の支払請求権が3件となっております。

今後も、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、収納対策に係る取り組みと、①から③の取り組みを実施するとともに、未納に対する更なる徴収強化を進めて参ります。

国民健康保険税の収納状況についてのご説明は以上でございます。

(質疑・応答なし)

—令和4年度第2回市の国民健康保険事業の運営に関する協議会閉会—